

令和5年度のクリーンプラザふじみ施設運營業務に関するモニタリングシート

1 財務状況等

| No. | 評価項目 | 区分 | 一次評価 | 二次評価 | 評価対象資料 | 備考 |
|-----|-------------|------|------|------|--|--|
| (1) | 財務状況のモニタリング | 財務状況 | ○ | ○ | 1 決算報告書 (1) 財務書類（会社法の規定に基づく計算書類） (2) 株主総会報告の事業報告書及び付属明細書 | 要求水準書第3編第8章 1 財務状況のモニタリング P 3.28 |
| (2) | 見学者対応 | 環境学習 | ○ | ○ | 1 クリーンプラザふじみ団体見学申込書 2 使用申請書（兼使用承諾書） | 要求水準書第3編第5章 10 その他の要件 P 3.15 |

2 環境管理に関する要件

| No. | 評価項目 | 区分 | 一次評価 | 二次評価 | 評価対象資料 | 備考 |
|-----|------------|--------------|------|------|---|------------------------|
| (1) | 運営中の計測管理 | 焼却業務 施設管理 | ○ | ○ | 1 維持管理計画 (1) 環境保全計画書 ア ごみ質分析試験結果報告書 イ 焼却灰灼熱減量分析試験結果報告書 ウ 排ガス計量証明書 エ ダイオキシン類濃度計量証明書 オ 騒音計量証明書 カ 振動計量証明書 キ 悪臭計量証明書 ク 水質（放流水）計量証明書 (2) 作業環境管理計画 ア 作業環境測定結果報告書（証明書） (ア) 事務室等の空気環境 (イ) 作業場内のダイオキシン類 | 要求水準書第3編第3章1 P 3.16 |
| (2) | 性能未達の場合の対応 | 焼却業務 | ○ | ○ | 1 維持管理計画 (1) 環境保全計画書 ア 停止基準値超過時の操作基本手順 | 要求水準書第3編第3章2 P 3.19 |

| | | | | | | |
|-----|--------|------|---|---|---|------------------------|
| (3) | 停止後の対応 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 運営マニュアル ア 業務日誌・各種データ監理 (ア) 運転日報 1 2 維持管理計画 (1) 環境保全計画書 ア 排ガス中のダイオキシン類濃度計量証明書 ※ 停止した事案はない | 要求水準書第3編第3章3 P 3.20 |
|-----|--------|------|---|---|---|------------------------|

3 情報管理に関する要件

| No. | 評価項目 | 区分 | 一次評価 | 二次評価 | 評価対象資料 | 備考 |
|-----|---------|------|------|------|--|------------------------|
| (1) | 運転記録報告 | 焼却業務 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 運営マニュアル ア 運転計画／報告書 (ア) 運転・設備（日報、月報、年報） イ 業務日誌・各種データ監理（日報、月報、年報） (イ) 運転・設備（日報、月報、年報） (イ) 保安日誌、搬入日報（持込別） (ウ) 自家用発電所運転半期報 オ 現場点検票 (ア) 各種点検自主点検票 (イ) 月例点検票 2 在庫調査結果報告書 3 プラットホーム日誌 | 要求水準書第3編第4章1 P 3.21 |
| (2) | 点検・検査報告 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 維持管理計画 (1) 維持管理計画書 ア 法定点検・定期点検項目 イ 令和5年度維持管理業務計画工程表 ウ 令和5年度点検整備報告書 (2) 各種検査証 | 要求水準書第3編第4章2 P 3.21 |

| | | | | | | |
|-----|-----------|--------------|---|---|--|------------------------|
| (3) | 補修・更新計画報告 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 維持管理計画 (1) 維持管理計画表 ア 補修工事項目 イ 更新工事項目 ウ 令和5年度維持管理業務計画工程表 エ 令和5年度点検整備報告書 | 要求水準書第3編第4章3 P 3.21 |
| (4) | 環境管理報告 | 焼却業務 施設管理 | ○ | ○ | 1 維持管理計画 (1) 環境保全計画書 ア ごみ質分析試験結果報告書 イ 焼却灰熱灼減量分析試験報告書 ウ 排ガス計量証明書 エ ダイオキシン類濃度計量証明書 オ 騒音計量証明書 カ 振動計量証明書 ク 水質（放流水）計量証明書 2 マニュアル (1) 安全衛生管理マニュアル ア 作業環境管理計画書 (7) 作業環境測定結果報告書（証明書）ダイオキシン類濃度 (4) 空気環境測定濃度証明書 | 要求水準書第3編第4章4 P 3.21 |
| (5) | 安全衛生管理報告 | 焼却業務 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 運営マニュアル (2) 安全衛生管理マニュアル (3) 緊急及び事故対応マニュアル (4) 安全作業マニュアル ア 作業環境管理計画書 2 維持管理計画 (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画 | 要求水準書第3編第4章5 P 3.21 |
| (6) | 防災管理報告 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 緊急及び事故対応マニュアル 2 事故報告書 | 要求水準書第3編第4章6 P 3.22 |
| (7) | 情報管理 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 情報管理マニュアル ア 文書一覧 2 図面 3 施設台帳 | 要求水準書第3編第4章7 P 3.22 |
| (8) | その他管理記録報告 | 施設管理 | ○ | ○ | 該当事案なし | 要求水準書第3編第4章8 P 3.22 |

4 安全衛生管理に関する要件

| No. | 評価項目 | 区分 | 一次評価 | 二次評価 | 評価対象資料 | 備考 |
|-----|---------------|------|------|------|--|---|
| (1) | 安全衛生の確保 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 情報管理マニュアル ア 文書一覧 (7) 労働安全衛生マネジメントシステム文書 危害防止基準（安全基準及び衛生基準） (2) 安全衛生管理マニュアル | 要求水準書第3編第5章1 P 3.23 |
| (2) | 作業環境監理基準 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 作業環境管理計画 ア 作業環境管理計画／報告（作業環境管理基準） 2 維持管理計画 (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画書 ア ダイオキシン類へのばく露防止基準（作業環境管理基準） | 要求水準書第3編第4章2 P 3.23 |
| (3) | 作業環境管理計画 | 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 作業環境管理計画 2 維持管理計画 (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画書 | 要求水準書第3編第4章3 P 3.23 |
| (4) | 労働安全衛生・作業環境管理 | 焼却業務 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 運営マニュアル ア 現場点検表 (7) 月間定期清掃表 (4) 作業時酸素及び有毒ガス測定器点検表 (9) マスク保管庫管理記録 (E) エアシャワー管理記録 (2) 安全衛生管理マニュアル ア 安全衛生管理体制（図1） イ 従事者健康診断実施報告 (3) 情報管理マニュアル ア 文書一覧 (7) 教育訓練記録 (4) 安全衛生教育記録 (4) 安全作業マニュアル 2 維持管理計画 (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画書 | 要求水準書第3編第4章4 P 3.23 参考 組合施行 ダイオキシン類へのばく露防止対策要綱 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|--------------|---|---|---|-----------------------|
| (5) | 熱回収施設の安全衛生管理 | 焼却業務 施設管理 | ○ | ○ | 1 マニュアル (1) 安全衛生管理マニュアル (2) 作業環境管理計画 ア 作業環境測定結果報告書 (3) 安全作業マニュアル 2 維持管理計画書 (1) 環境保全計画書 ア ダイオキシン類濃度計測証明書 (2) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画書 | 要求水準書第3編第4章5 P3.24 |
|-----|--------------|--------------|---|---|---|-----------------------|

5 前年度是正・改善項目

| No. | 評価項目 | 区分 | 一次 評価 | 二次 評価 | 評価対象資料 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------|----------|----------|--------|----|
| (1) | 前年度是正・改善項目なし | | | | | |
| 総合評価判定（全18項目） | | ○=18個 △= 個 ×= 個 | A | A | | |

総合評価の判定方法と基準

○の個数が8割以上のときは、適正に管理運営されている事を意味する「A判定」とする（15項目以上）

○の個数が6割以上8割未満のときは、改善事項はあるが、おおむね管理運営に支障をきたしていないことを意味する「B判定」とする（11～14項目）

○の個数が6割未満のときは、早急に業務改善に努めなければならないことを意味する「C判定」とする（10項目以下）